

○宇美町上水道給水条例施行規則

(平成 14 年 12 月 24 日規則第 23 号)

改正 平成 19 年 5 月 1 日規則第 15 号(題名改正) 平成 28 年 4 月 1 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇美町上水道給水条例（平成 9 年宇美町条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(過料の処分の手続き)

第 2 条 町長は、条例第 37 条及び第 38 条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定による告知は、弁明の機会の付与通知書（様式第 1 号）を当該処分を受ける者に通知することにより行うものとする。

3 第 1 項の規定による弁明は、当該処分を受ける者に弁明書（様式第 2 号）を町長が指定する日までに提出させることにより行うものとする。

4 過料の処分は、当該処分を受ける者に対し、様式第 3 号を交付することにより行うものとする。

(簡易水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 3 条 条例第 41 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を 1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状況により給水する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生省令(平成 4 年厚生省令第 69 号)の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 5 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

殿

宇美町長

弁明の機会の付与通知書

あなたに対して処分の対象となる行為が認められました。

このことについて、別紙弁明書により弁明をすることができますので、宇美町上水道給水条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

予定される処分の内容	過料 金 円
根拠となる条例等の条項	宇美町上水道給水条例第 条第 号の規定
処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目 1 番 1 号 宇美町役場 上下水道課
弁明書の提出期限	年 月 日 () まで

年 月 日

宇美町長 殿

住 所
氏 名

㊟

弁 明 書

宇美町上水道給水条例施行規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり弁明します。

(処分の原因となる事実)	
該当する 番号又は 記号に○ を付けて ください	<ol style="list-style-type: none">1 上記のとおり認めます。弁明することはありません。2 下記のとおり弁明します。 上記事実は、 ア 覚えがない。 イ 誤りがある。
「2」及び「ア」又は「イ」に○を付けた場合、その理由及び内容。	

宇上下第 号の
年 月 日

被処分者

住 所
氏 名

上記の者に対し、宇美町上水道給水条例（平成9年条例第28号）第37条第1号の規定により、金 円の過料に処する。

原因となる事実

上記のとおり通知する。

被処分者は、別に交付する納付書によりこれを納付しなければならない。

年 月 日

宇美町長

（教示）

1 意義申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があることを知った日の翌日から起算して60日以内に宇美町長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日から起算して60日以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てをした日）の翌日から起算して1年経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、宇美町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において宇美町を代表する者は、宇美町長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。